

地域の事業者を育てる！！

山武市中小企業振興基本条例が施行されました

平成30年山武市議会第1回定例会において審議されました「山武市中小企業振興基本条例」は、3月14日に原案可決されました（平成30年4月1日施行）。

この条例は、小規模事業者をはじめとする中小企業の振興施策を地域社会が一体となって推進し、中小企業者等の持続的な成長、発展を図ることにより、地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的として、制定されました。

基本条例とは、地方自治体の責任において、基本的な考え方やそれぞれの役割などを宣言するもので、この条例は、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興について、地域経済の活性化に取り組み市の姿勢を広く示すものとなります。

市内企業の大多数を占める中小企業者は、地域経済の原動力であるとともに、その成長・発展は雇用の創出や税収の増加をもたらすし、地域経済が活性化され、やがては「市民生活の向上」につながっていきます。

本市が将来に渡り、まちの活性化を図るためには地域産業の中心となる中小企業の活力を維持・強化していく必要があり、中小企業の主体的な取り組みを最大限に発揮するための環境づくりの重要性を理解し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要となります。

条例の制定により、市、中小企業者等、中小企業団体、大企業者、金融機関、教育機関、市民の役割が明確になり、地域が一体となって、中小企

業振興施策を総合的に推進すること、中小企業者の健全な発展と本市の活性化、並びに住みよいまちの実現を目指すものです。



条例制定の過程

国においては、平成22年の中小企業憲章の閣議決定以降、中小企業、小規模企業を中心に据えた法整備を行い、施策の充実を図っています。

また、地方自治体においても、中小企業等の振興に関する基本的な事項を定めた条例の制定が増加しており、本市においても中小企業振興に係る施策を進めていく上で、条例の必要性が検討されてきました。

そのような状況の中、平成29年6月に「さんむエコノミックガーデニング推進協議会（※）」から「中小企業・小規模事業者振興のための条例の制定に向けた提案」の提出があり、条例制定に向けた動きが更に加速化されました。

その後、関係諸団体との調整やパブリックコメントが実施され、平成30年山武市議会第1回定例会に本議案（条例）が上程され、原案のとおり可決されました。



条例の制定に向けた提案を正副議長及び市長に提出（平成29年6月）

※「さんむエコノミックガーデニング推進協議会」は、山武地域のあらゆる産業を網羅した新しい連携をとおして、個々の企業が繁栄することにより、地域社会の内発的な発展を促進し、もって山武地域全体が潤うための地域内循環経済の形成に資することを目的として設立された団体です。